

一宮オクトーバーフェスト実行委員会 規約

第一章 総 則

- 第1条 (名称) 本会の名称は、一宮オクトーバーフェスト実行委員会 とする。
- 第2条 (所在地) 本会の事務局は 愛知県一宮市本町4丁目12番7号に置く。
- 第3条 (目的) 本会は、愛知県一宮市を中心とする地域で、地ビールと同製造者の認知度を高め、新たな飲食文化を醸成し、にぎわいを創出し、継続的な地域活性化に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は、前条の目的達成のため、地ビールイベントを一宮地域で開催し、同種のイベントを地域の観光行事として定着させるように事業を実施する。

第二章 会 員

- 第5条 (会員) 本会の会員は、本会の目的に賛同し、ともに事業を実施し、会員名簿への登録を行い、代表が承認した者とする。
- 第6条 (会費) 本会の会費は無償とする。ただし代表は会員の同意を得て臨時会費を徴収することができる。
- 第7条 (資格) 会員は死亡、解散、音信不通等により、会員名簿から削除された場合に会員資格を失う。

第三章 役 員

- 第8条 (役員) 本会の役員として代表1名を置く。
- 第9条 (代表) 代表は本会を代表し、運営する。ただし代表が必要と認めた場合は他の会員に一部業務を代行させることができる。
- 第10条 (任期) 代表の任期は総会において別途指名がない場合は継続する。

第四章 総 会

- 第11条 (召集) 代表は、必要と認めたときは随時総会を招集することができる。
- 第12条 (総会) 代表は、規約変更について案件を提出し、総会はこれを審議する。
- 第13条 (議決) 総会は会員の過半数の出席で成立し、多数決をもって議事を決する。

第五章 会 計

- 第14条 (会計) 代表は、会計帳簿を作成し、事務局に据え置く。

付 則

- 第15条 (代表氏名) 本会の代表役員は次の者とする。
代表 愛知県一宮市本町4丁目12番7号
特定非営利活動法人志民連いちのみや 理事長 星野博
- 第16条 (責任) 本会の全ての責任は代表のみが負う。
- 第17条 (発効) この規約は、平成26年9月1日より発効する。

原本と相違ありません。

一宮オクトーバーフェスト実行委員会

代表 星野博

